

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

#### 【原則3-1】(i) (ii) (情報開示の充実)

当社グループでは、社員の一人一人が常に胸に抱き、考え、行動する上において、その根幹となる「目指す企業像」、「グループ精神」、「グループ行動原理」、「グループ行動指針」から成る企業理念を、次のとおり定めております。

目指す企業像	『わたしたちは期待される存在でありたい』 —お客様・取引先はもちろん、社会・従業員・家族全てから期待される存在を目指します。 —相手の視点に立って物事を考え、挑戦することにより、期待に応える企業を目指します。
グループ精神	『誠実』『創造』『挑戦』『団結』『感謝』
グループ行動原理	『誠意を以ってことにあたる』
グループ行動指針	明るく元気にあいさつをします ルールと約束を守ります 広く学び、良く考えます スピード感を持って動きます 意志をもってやりきります 仲間と助け合います ありがとうを大切にします

コーポレート・ガバナンスについても、基本的な考え方、行動は、これら企業理念に則り、誠実な対応に努めております。

当社グループでは、適正な企業運営のもとに、競争力を確保し、持続的な企業成長を実現していくためには、(1)経営の健全性、遵法性及び透明性の確保、(2)経営責任や管理責任の明確化、(3)適時・適切な情報開示、(4)ステークホルダー(利害関係者)へのアカウンタビリティ(説明責任)の充実・徹底等が、重要な要素であると考えており、これらを実現することが、コーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

当社グループは、企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上のため、並びに企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が不可欠であるとの認識のもと、その実効性の確保に向けて、真摯に対応してまいります。

また、当社グループは、本年度より、「TRANCOM VISION 2020」と銘を打った「新中期経営計画(5か年)」を策定して進めております。本計画は、2020年3月期に連結売上高2,000億円等を目指すもので、(1)人材育成による企業体質の強化、(2)パートナー企業との連携強化、(3)ICTの積極活用 の3点からなる成長戦略と、(1)コア事業の更なる強化と事業領域の拡大、(2)海外事業展開 の2点からなる事業戦略 を柱とするものです。

本計画については、当社ホームページのIRライブラリーに、「2015年3月期決算説明会」資料として概要を、「第58回定時株主総会招集ご通知」に骨子を開示するとともに、2015年4月28日開催の決算説明会及び6月18日開催の第58回定時株主総会終了後の会社説明会において、その概要説明を行っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-2】(株主総会における権利行使)

当社は、株主の皆様との建設的な対話の充実を図る観点から、株主総会については、いわゆる集中日を避けて開催するように努めるとともに、株主の皆様が、株主総会の議案に対して十分な検討ができる期間を確保することができるように努めております。このような方針に基づき、本年開催の第58回定時株主総会は、6月18日に開催し、招集通知発送2日前にTDnet及び当社ホームページにて、招集通知の公表を行っております。

一方、招集通知の早期発送については、課題として検討してまいりましたが、これまで実現できておりません。今後、株主総会の開催日も含めた株主総会関連日程を勘案したうえで、決算作業を含む株主総会関係資料等の作成や準備期間を踏まえ、その実施に向けて、引き続き検討してまいります。

#### 【原則3-1】(情報開示の充実)(v)

当社は、下記「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則3-1】(情報開示の充実)(iv)【補充原則4-11-1】(取締役会・監査役会の実効性の確保のための前提条件)に記載のとおりの方針及び手続に従い、取締役・監査役候補の指名を行っておりますが、個別の選任・指名についての理由の開示については、今後、招集通知に記載する方向で検討してまいります。

#### 【補充原則3-2-1】(外部会計監査人)

外部会計監査人の独立性と専門性については、契約締結時に確認を行っており、問題はないとの認識です。また、その候補選定・評価基準については、明文化されたものではありませんが、実際には、ヒアリング・面談、指摘事項、監査講評等を通して確認しており、そのレベル感に問題はないと認識しております。しかしながら、当該候補選定・評価基準の透明性・健全性を確保するため、今後、監査役会にて、早急に検討し作成してまいります。

#### 【補充原則4-1-3】(取締役会の役割・責務(1))

最高経営責任者等の後継者の計画については、最重要課題として、常に認識をしているものの、現時点においては、明確な計画を有するに至っておりません。今後、その要否も含めて検討してまいります。

#### 【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

現在、当社の取締役会は、6名の取締役(うち社外取締役が1名)及び4名の監査役(うち社外監査役が3名)で構成され、複数名の独立社外取締役を選任しておりません。

現状においても、社外取締役については、独立した立場からの意見や提言等、経営の透明性と客観性の向上を目的に、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有した者を招聘しており、社外監査役についても、独立した立場からの意見による牽制等、取締役会における経営監督機能の強化を目的として、それぞれの専門分野において豊富な経験と知見を有した者を招聘しております。

当社では、これらにより、経営の意思決定における健全性や透明性の確保に努めておりますが、これらの機能をさらに高め、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、2016年6月開催予定の第59回定時株主総会において、複数名の社外取締役を選任する予定としております。

#### 【原則4-10】(任意の仕組みの活用) 【補充原則4-10-1】(指名・報酬などの特に重要な事項に関しての独立社外取締役の適切な関与・助言)

現在、当社は、監査役会設置会社の統治形態をとり、独立社外取締役は1名であります。現状の形態において、取締役会機能の独立性、客観性は十分に確保されていると認識しておりますが、今後、独立社外取締役が複数名となった時点では、より一層の機能強化に向けて、統治形態も含めて検討してまいります。この中で、指名・報酬などの特に重要な事項に関しての独立社外取締役の適切な関与等についても、検討してまいります。

#### 【補充原則4-11-3】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、現状、取締役会において、各取締役の自己評価などを参考にした取締役会全体の実効性についての分析・評価は、行っておりませんが、取締役会の実効性を、より一層高めるものとして、今後、検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、いわゆる政策保有株式については、当社グループを取り巻く事業環境の変化への対応、当社グループの事業領域の拡大などを企図した場合に、当社グループ事業の中長期的な成長に資すると考えられる企業連携において、その株式を保有することが、当該相手企業又は企業グループとの円滑な関係構築に資すると考えられる場合には、取締役会において、具体的な企業価値向上の効果等を十分に検証した上で、当該株式を保有することとしております。

なお、これら株式の議決権については、会社提案に形式的・機械的に賛同するのではなく、個別に議案の内容を検討したうえで、会社業績等も勘案し、適切に行使用することとしております。

また、保有した株式については、毎年、株式を保有することによる企業価値向上の効果等を検証し、その効果が得られない、又は極めて小さいと判断した場合には、原則として当該株式を売却することとします。

#### 【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引、主要株主等との利益相反取引については、当社や株主の利益に反する行為が行われることを防止するため、取締役会で十分に議論のうえ、取引実施の可否を決定することとしております。

また、当該取引の実施に当たっては、取締役、従業員などの当社関係者及び主要株主等がその立場を濫用して当社や株主共同の利益を害することを防止する観点から、取締役会において適切に監督するとともに、監査役監査及び内部監査における重要な監査対象事項として監査を行っております。

なお、グループ会社間取引については、相互対等の取引を原則として相互に不利益が生じないように行うことを「関係会社管理規程」に定めて遵守しております。加えて、当社及びグループ会社役員に関しては、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

#### 【原則3-1】(情報開示の充実) (iii)

当社は、「役員規程」において、取締役の報酬等の額の決定について定めております。本規程に則り、報酬等の額については、取締役の職責、管掌(担当)業務及び会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案し、株主総会で承認を受けた限度内において、取締役会にて決定しております。

なお、取締役に対する報酬限度額は、2007年6月15日開催の定時株主総会において、取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)として年額400百万円以内と承認されておりますとともに、2013年6月21日開催の定時株主総会において、これと別枠の株式報酬型ストックオプションの新株予約権による報酬限度額として年額90百万円以内と承認されております。

#### 【原則3-1】(情報開示の充実) (iv) 【補充原則4-11-1】(取締役会・監査役会の実効性の確保のための前提条件)

当社の取締役会は、現在6名(うち社外取締役1名)で構成され、経営に関する重要事項の意思決定機関及び業務執行の監督を行う機関として位置付けられ、経営方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について、活発な議論が行われており、その実効性について問題はないものと考えております。

しかしながら、今後の事業環境の厳しさ、事業領域の拡大、グローバル展開など、新たなステップに向けた当社グループの中長期的な企業成長の視点からみた場合には、さらなる経営の高度化が必須であります。このため、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持する必要があると考えております。

必要とする人員について、社内取締役においては、業務全般を把握し行動できるバランス感覚と決断力を有し、かつ多様な専門性(事業、企画、財務、ICT等)をもったメンバーであることが必要である一方、社外取締役においては、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性(健全な牽制力)をもった独立性のある社外有識者等であることが必要であると考えております。

これら多様な構成メンバーにより、活発な審議と迅速な意思決定が期待できるとともに、社外取締役を中心としたモニタリングモデルが整備され、健全な牽制機能を持った経営体制の構築ができると考えております。

取締役候補者は、取締役会において、上記の観点から慎重、かつ十分な審議を経て選任しております。

また、監査役会は、現在4名(うち社外監査役・非常勤3名)で構成され、社外監査役には、それぞれの専門分野において豊富な経験と知見を有した者を招聘しております。常勤監査役を含めた監査役全員は、取締役会における経営監督機能の強化を目的として、独立した立場からの意見による牽制等、経営の意思決定における健全性や透明性の確保に努めております。

監査役候補者については、上記の目的を確実に遂行できる者として、常勤監査役にあつては、業務全般を把握して問題点等を指摘できる牽制力・抑止力をもっていることが必要である一方、社外監査役にあつては、多様な視点、高い見識と専門性(健全な牽制力)をもった独立性のある社

外有識者等であることが必要であると考えております。

監査役候補者は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において、上記の観点から慎重、かつ十分な審議を経て選任しております。

#### 【補充原則4-1-1】(取締役会の役割・責務(1))

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して、取締役会で審議する内容を定めており、別に定める「職務権限規程(決裁基準表)」により、経営陣及び幹部社員等が判断・決定できる範囲を明確にしています。

また当社は、取締役会による経営監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な意思決定による機動的な業務執行を行うため、執行役員制度を採用しております。執行役員(現在、9名で、うち4名は取締役を兼任)には、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、効率的な業務運営を遂行するため、適切に権限を委譲しております。

#### 【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の独立社外取締役は、現在1名で、独立した立場からの意見や提言等、経営の透明性と客観性の向上を目的に、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有した者を招聘しております。当該独立社外取締役の独立性については、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の規定に基づいており、社外取締役及びその近親者との人的関係、資本的關係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

上記のとおり、当社は、独立性の判断基準においては、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の規定に依拠しており、当社独自の明確な基準は設定していませんでしたが、経営の意思決定における客観性、透明性を高めることにより、さらに一層の経営の健全化を図るため、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役又は社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を、次のとおり定めました。

今後は、この策定した独立性判断基準に則り、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として、取締役会において選定いたします。なお、現任の独立社外取締役1名も、当該独立性判断基準を充足しております。

#### 《独立性判断基準》

当社は、社外取締役又は社外監査役となる者の独立性について、会社法の定める社外取締役又は社外監査役の要件並びに株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立性基準を充足することのほか、現在又は過去3年以内(又は直前3期)において、以下の要件のすべてに該当がないことをもって独立性を有するものと判断する。

#### 1. 主要な取引先・関係先

- (1)当社及び当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (2)当社及び当社グループを主要な取引先(※1)とする者、法人・団体である場合にはその業務執行者  
(※1)当社及び当社グループ各社を主要な取引先とする者で、直近3期のいずれかの決算期において、当該者の連結売上高に占める当社及び当社グループ各社宛の売上高合計の割合が20%超である取引先
- (3)当社及び当社グループの主要な取引先(※2)、法人・団体である場合にはその業務執行者  
(※2)直近3期のいずれかの決算期において、当社の連結売上高に占める当該者宛の売上高の割合が10%超である取引先
- (4)当社の主要な借入先(連結総資産の2%を超える額の借入先をいう)の業務執行者

#### 2. 専門家

- (1)当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員(但し、補助的スタッフは除く)。
- (2)法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム、その他の専門的アドバイザリー・ファームに所属する弁護士、公認会計士又は税理士、その他のコンサルタント等(但し、(1)に該当するもの及び補助的スタッフは除く)であって、当社及び当社グループから役員報酬以外に、過去3年以内に年間100万円以上の金銭、その他の財産上の利益を得ている者。

#### 3. 寄付

当社及び当社グループから、過去3年以内において年間100万円以上の寄付等を受けている者、法人・団体である場合にはその業務執行者

#### 4. 主要株主

- (1)当社の主要株主(直接・間接に10%以上の議決権を有する株主、法人・団体である場合にはその業務執行者)
- (2)現在又は直前3期において、主要株主又はその業務執行者であった者

#### 5. 当社の社外取締役又は社外監査役としての在任期間が通算8年を超える者

#### 6. 近親者 次に該当する者の近親者(配偶者及び二親等以内の親族)又は同居者

- (1)上記1. ~5. に該当する者。
- (2)当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員、顧問、重要な使用人(マネージャー職相当以上)。

#### 7. その他 現在又は過去3年以内において、上記1. ~6. のいずれかに該当していた者

なお、取締役会において、上記要件を満たさないにも関わらず独立性があると判断する場合には、独立性があると判断するに至った合理的な根拠を具体的に開示するものとする。

#### 【補充原則4-11-2】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

取締役・監査役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、その役割・責務を適切に果たすために必要となる十分な時間・労力を費やし、取締役・監査役としての職務を執行すべきであります。したがって、役員兼任については、利益相反取引の観点からの検証のほか、当社の取締役・監査役業務に十分な時間・労力を振り向けることができることを取締役会にて確認し検討しております。その際、合理的な上場企業役員兼務数の目途については、原則、当社を含めた3社とし、これを超える場合にはその業務執行状況等について慎重に検討した上で、当社における業務執行において問題がないと判断した場合に限り、兼務を了承する旨の決議を行うことといたします。但し、この場合においても、4社を限度とします。

また、社外取締役・社外監査役の場合には、当社の職務遂行に問題がないことに加えて、社外取締役・社外監査役としての独立性・中立性に問題がないことを確認します。

なお、取締役・監査役の主な兼任状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類、有価証券報告書等で開示しております。

#### 【補充原則4-14-2】(取締役・監査役のトレーニング)

関係法令や諸制度の改正、コンプライアンス、経営課題などの取締役を対象とした社内研修会等は、経営企画部署が取りまとめ、取締役からの要望を踏まえて、随時企画・実施しています。外部研修については、取締役・執行役員については、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力の開発、経営スキルの習得等を目的に、研修・セミナー等の内容を選別した上で、参加しております。また、監査役においても、各種セミナーや

他業種との意見交換会に積極的に参加し、監査業務や会計に関する知識・スキル等を習得しております。

新任の取締役・執行役員については、その役割や責任と義務、法律知識とコンプライアンス、当社役員関連規程への理解、高度なリーダーシップの発揮に資する知識・スキルの習得を目的として、就任後、社内外の研修に参加することとしています。

また、新たに社外取締役・社外監査役が就任する際には、当社物流施設や事業所の視察のほか、業界、当社の歴史、事業概要、財務情報、経営戦略、組織等について、必要な情報を習得して頂くための説明を行っております。

#### 【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、代表取締役社長執行役員が、先頭に立って、株主・投資者の皆様に向けて、当社の経営・財務状況を積極的、かつ公正、公平、適時に情報開示し、企業価値のさらなる向上に資するようIR活動を実施しております。IR担当部署は、管理部門担当役員のもと、事業部門等の社内関係部署との連携を密にし、主に、次のような活動を行っております。

- ・定時株主総会(年1回、6月) 集中日を避け、開催しております。
- ・会社説明会(年1回、6月) 定時株主総会終了後、引き続き、出席された株主様を対象に、会社説明会を実施しております。この中で、当社グループや事業内容の理解をより深めて頂くために、ビデオ上映を行っているほか、写真、グラフ、絵図等のビジュアルな表現を多用した分かりやすい説明を実施しております。また、出席者からのご質問は、型にとらわれず、何でも自由に聞いて頂く姿勢を取っており、毎年活発なやり取りが行われております。
- ・決算説明会(年2回、4月及び10月) 第2四半期決算及び通期決算の説明会を、東京で開催しております。
- ・個人投資家説明会(不定期) 適宜、行っております。(本年度は、現在までに2回実施しております。)
- ・機関投資家等との面談(随時) 機関投資家等からの要請に基づき、事前にその目的等を勘案した上で、随時、行っております。
- ・ホームページの企画、運営 適時、最新の情報に更新を行っております。

こうしたIR活動において得られた株主や機関投資家等からの貴重な意見や懸念点等については、必要ある場合、経営会議や取締役会等の会議体を通じて、経営陣に適切にフィードバックしてまいります。なお、株主の皆様との対話におけるインサイダー情報の管理については、社内研修等を実施し、情報管理を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ラネット株式会社	2,694,000	26.09
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロー プライズド ストック ファンド	947,900	9.18
トランコム株式会社	600,419	5.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	407,900	3.95
ビービーエイチ マシュエズ ジャパン ファンド	401,900	3.89
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	309,700	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	285,600	2.76
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ユーエスエー)エルエルシー エスピーシーエル、フォー イー エックスシーエル、ビーイーエヌ	205,600	1.99
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	204,300	1.97
ビービーエイチ グランジャー ピーク インターナショナル オポチュニティーズ ファンド	168,990	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

#### 補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はございません。

# II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
竹内 和彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 和彦	○	社外取締役である竹内和彦氏が取締役相談役を兼職している株式会社トーカンとの物流業務委託契約に基づき、2015年3月期において、当社売上高の1%未満の取引が存在しています。	社外取締役竹内和彦氏は、「上場管理等に関するガイドライン」及び「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号」等に規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人との間で、概ね3ヶ月に一度定期的に会合を開催し、双方にて、当社の監査状況についての意見交換を行っております。また、会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任しており、2015年3月期における当社の会計監査業務を遂行した公認会計士は、瀧沢宏光、山崎裕司の2名であり、同監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他4名です。

内部監査については、社長直属の内部監査室を設置し、専任担当者2名が、内部監査規程に則り、年間計画に基づいて監査を実施しております。また、内部監査の実施に当たっては、本社や事業所等のほか、子会社(海外を含む)も含めた全拠点を網羅しております。監査結果については、定期的に社長に直接報告する等、監査の実効性の強化、改善の迅速化等に努めております。また、監査役(監査役監査)や事業推進セッション(事業所の安全指導等)との連携も図っております。

監査役監査については、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役3名が実施しております。監査役は、取締役会に常時出席しているほか、常勤監査役は経営会議等の社内の重要会議にも積極的に参加して、経営の実態把握に努め、取締役の職務遂行状況の監査を実施しております。監査役間においては、定例で開催される監査役会において、監査の実施、情報の共有、意見交換等を行っております。また、内部監査部門及び会計監査人との間においては、定期的かつ必要に応じた情報交換等相互連携することにより、監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として税理士1名が含まれております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川村 和夫	弁護士													
早川 恵久	税理士													
國常 壽夫	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村 和夫	○	——	社外監査役川村和夫氏は、「上場管理等に関するガイドライン」及び「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号」等に規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しております。
早川 恵久	○	——	社外監査役早川恵久氏は、「上場管理等に関するガイドライン」及び「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号」等に規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しております。
國常 壽夫	○	——	社外監査役國常壽夫氏は、「上場管理等に関するガイドライン」及び「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号」等に規定する事

由に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断されることから、独立役員として指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役が、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てます。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

従業員は執行役員のみ対象です。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報(コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示)に記載の通りです。

なお、取締役及び監査役の報酬等の総額は以下の通りです。

取締役を支払った報酬等の総額 8名 256百万円  
監査役を支払った報酬等の総額 4名 22百万円  
(うち社外取締役及び社外監査役を支払った報酬等の総額 4名 22百万円)

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、原則毎月1回開催される取締役会に出席しております。議案の資料は事前に送付するとともに、必要に応じて、取締役会事務局より補足説明を行っております。

社外監査役は、原則毎月1回開催される取締役会に出席しております。議案の資料は事前に送付するとともに、必要に応じて、常勤監査役より監査役会にて補足説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、現在6名(うち社外取締役1名)で構成され、経営に関する重要事項の意思決定機関及び業務執行の監督を行う機関として位置付けられ、原則毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について、意思決定及び報告を行っております。

また、当社では、取締役及び執行役員等で構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行の確認を行っております。

執行役員については、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、効率的な業務運営を遂行するため、適切な権限の委譲がなされております。現在9名(うち4名は取締役を兼任)の執行役員が就任しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役には社外取締役1名を選任し、経営の意思決定及び業務執行状況の監視を行っております。また、監査役に社外監査役3名を選任し、監査役会による業務の適正監査もなされており、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。このような体制により、当社は公正で効率的な経営を行えるものと考えております。

また、当社は、監査役会設置会社の統治形態を選択するとともに、取締役会による経営監督機能と業務執行機能とを分離し、迅速な意思決定による機動的な業務遂行を行うため、執行役員制度を採用しております。

### 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、集中日を避けて開催するよう努めており、2015年第58回定時株主総会においては、6月18日(木)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2015年第58回定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2015年第58回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」にも参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は、一部英訳版(議案及び参考書類)を作成し、東京証券取引所及び当社のウェブサイトに掲載しています。

#### 2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社説明会(年1回、6月) 定時株主総会終了後、引き続き、出席された株主様を対象に、会社説明会を実施しております。この中で、当社グループや事業内容の理解をより深めて頂くために、ビデオ上映を行っているほか、写真、グラフ、絵図等のビジュアルな表現を多用した分かりやすい説明を実施しております。また、出席者からのご質問は、型にとらわれず、なんでも自由に聞いて頂く姿勢を取っており、毎年活発なやり取りが行われております。</li> <li>・個人投資家説明会(不定期) 適宜、行っております。(本年度は、現在までに2回実施しております。)</li> </ul>	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算説明会(年2回、4月及び10月) 第2四半期決算及び通期決算の説明会を、東京で開催しております。</li> </ul>	あり
IR資料のホームページ掲載	URL <a href="http://www.trancom.co.jp/ir/">http://www.trancom.co.jp/ir/</a> 掲載している投資家向け情報 決算説明会資料、有価証券報告書	
IRIに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 経営企画グループ IR事務連絡先 経営企画グループ マネージャー 臼木 あゆみ	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、物流業者としての立場から、「環境にやさしい輸配送システム」の構築に取り組み、求貨求車事業によるトラック台数削減の推進等により、CO2の削減に努めております。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築及び整備において、遵守すべき基本方針を明確にするため、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めております。この基本方針に基づき、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、当社を取り巻く様々な情勢の変化に応じて見直し、その改善・充実を図ってまいります。

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書保存規程」に基づき、適切かつ確実な作成・保存を行う。また、必要に応じ取締役、監査役等が閲覧・謄写可能な状態で管理する。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループ全体の適正な事業運営を阻害するリスク要因を事前に把握し、それを軽減する対策を講じるために、「リスク管理規程」を定めて、リスクマネジメントの充実を図る。
- (2) リスク管理体制については、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を置くとともに、その具体的な実行担当部署として、社長直属のリスク管理室を設置する。
- (3) リスクマネジメント委員会は、複雑化するリスクに対して的確かつ迅速に対応するため、グループ横断的なリスク対策の検討等、リスクマネジメントに関する意思決定等を行う。また、リスク管理室は、リスクの洗い出し、分析・評価を行うとともに、講じられたリスク対策の定期的なモニタリング及びリスク情報の収集・管理を行う。
- (4) リスク管理状況については、原則毎月開催される定例取締役会及び経営会議を通じて、全社的に把握・確認し、監査役会や内部監査室との連携による監視体制の強化に繋げる。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の重要事項の意思決定機能と業務執行機能の強化と位置付けを明確にするため、執行役員制度を導入し、経営の効率化、意思決定の迅速化を行う。
- (2) 取締役及び執行役員等による経営会議において、事業計画の進捗確認を定期的に行い、また必要に応じて会議体を設置する。

#### 4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」を整備するとともに、研修等を通じ周知徹底を図る。
- (2) 社長に直属する内部監査室が、「内部監査規程」に則り、年間計画に基づいて、内部監査を実施する。監査結果については、定期的に社長に直接報告する等、監査の実効性の強化、改善の迅速化等に努める。また、重要事項については、担当取締役又は執行役員、並びに監査役に適宜、報告する。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関連会社管理規程」に基づき、経営企画グループが子会社の職務執行状況の管理を行う。
- (2) 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、子会社の業務の適正性を監視する。
- (3) 子会社に対する内部監査室による監査を実施し、その結果を当社経営層及び監査役に適宜報告する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在は監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役からの要請があった場合には、必要に応じて監査役スタッフを置くこととする。なお、人選にあたっては、常勤監査役と社長との間で協議を行い、監査役会の同意を得た上で、決定する。当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の職務執行状況について報告する。また、取締役はリスク管理に関する重要な事項等が発生した場合は直ちに監査役に報告する。

#### 8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、社長と定期的に会合をもち、重要課題等の情報交換を行う。
- (2) 監査役会は、監査法人と定期的に意見交換を行う。
- (3) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

#### 9. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備及び運用状況を定期的かつ継続的に評価する仕組みを構築する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) 当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇に毅然とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との関係を拒絶し反社会的勢力が事業活動に参与することを防止する旨を定め、全ての取締役及び使用人に周知徹底する。
- (2) 担当部署が、平時から、弁護士、警察等との外部専門機関と情報交換を行い、緊密な関係を築き、非常時にはこれらの関係先に連絡・相談し、連携をとりながら、速やかに適切な対応がとれる体制を整備する。

## √その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は以下のとおりであります。

